

避難所入所時における福祉的トリアージの判断区分

	区分	判断基準		避難・搬送先	備考
		概要	実例		
1	治療が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・治療が必要 ・発熱、下痢、嘔吐 	(酸素)吸引、透析等	病院	
2	日常生活に全部介助が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとりでの食事、排泄、移動が不可 	胃ろう、寝たきり	福祉避難所	介助者（1名）
3	日常生活に一部介助が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、排泄、移動に一部介助が必要 	身体に麻痺・欠損等がある、発達障害、知的障害、視覚障害、聴覚障害	福祉避難所	介助者（1名）
		<ul style="list-style-type: none"> ・産前、産後、授乳中 	妊産婦、乳幼児	福祉避難所	
4	自立	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行可能 ・介助不要 	自宅で1人で生活できる	一般避難所	